

特定商取引法に基づく表記

<販売事業者について>

【会社名】大和ハウス工業株式会社
【代表者】代表取締役社長 芳井 敬一
【本店所在地】大阪府北区梅田3丁目3番5号
【お問合せ先】ダイワハウスでんきコールセンター 電話番号：0120-629-755
メールアドレス：denki@daiwahouse.jp
受付時間：9:00～18:00(日・祝日、年末年始休日、夏季休日を除く)

<商品・販売条件について>

【役務の対価】別紙「ダイワハウスでんき料金メニュー」をご覧ください。

【お支払い時期】原則として、検針日の翌月末日

※ご利用のカード会社の規約に基づきお支払い頂きます。

【お支払い方法】クレジットカード払い

【役務の提供時期】当社は、お客さまとの間で電気需給契約が成立した際には、供給準備その他必要な手続きを経たのち、承り書に記載の使用開始日から電気を供給します。

【申込の撤回または解除に関する事項】

申込の撤回および契約の解除を希望される場合は、上記【お問合せ先】へ電話にてお申し出ください。詳細については、重要事項説明書(個人用低圧)「12. お客さまからの申出による契約変更・解除」をご参照ください。

【その他の負担】お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力、契約電流、契約容量を増加するにあたり、新たに配電設備もしくは特別供給設備を施設する場合、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合等において、当社が託送約款等にもとづいて所轄の一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合には、お客さまは当社に対しその負担金相当額を支払うものとします。

<その他の注意事項>

- ・電気需給契約は、訪問販売及び電話勧誘販売の場合を除き、特定商取引法に基づくクーリング・オフの対象外です。
- ・電気という商品の性質上、返品はできません。
- ・一般送配電事業者が非常変災その他の理由によって電気の供給を停止した場合には、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- ・電気需給契約の詳細については、重要事項説明書および電気需給約款(個人用低圧)をご参照ください。

クーリング・オフのお知らせ(特定商取引法の訪問販売又は電話勧誘販売にあたる場合のみ適用となります)

お客さまに申込みいただきます電気需給契約について、特定商取引法第4条の規定に基づき、本書面を交付のうえ説明いたします。

なお、本書面の内容は重要ですので、十分にご理解いただきますようお願いいたします。

- ① お客さまは、本書面および当社所定の申込書(控)を当社から受領した日を含めて8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録により無条件で申込みの撤回または電気需給契約の解除(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができます。その効力は、かかる書面又は電磁的記録の発信の日(郵便消印日付など)に発生します。
- ② お客さまが、当社または媒介業者(以下併せて「当社等」といいます。)が電気需給契約の申込みの撤回又は電気需給契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は当社等が威迫したことにより困惑し、これらによってお客さまがクーリング・オフを行わなかった場合には、クーリング・オフができる旨の書面を当社等がお客さまに再交付し、かつ、お客さまが受領した日を含めて8日を経過するまでは、お客さまは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフを行うことができます。
- ③ お客さまがクーリング・オフをされた場合に、当社がお客さまに対して申込みの撤回又は契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求することは一切ございません。
- ④ お客さまがクーリング・オフをされた場合において、既に電気需給契約にもとづき電気が提供されたときにおいても、当社は、当該電気に係る対価その他の金銭の支払いを請求いたしません。
- ⑤ お客さまがクーリング・オフをされた場合において、既に当社が電気需給契約に関連して金銭を受領しているときは、当社は、速やかにその全額を返還いたします。
- ⑥ お客さまがクーリング・オフをされた場合において、電気需給契約に係る電気の提供に伴い、お客さまの土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

※お客さまがクーリング・オフをされた場合には、お客さまは無契約状態となり、電気の供給が停止されるおそれがあります。なお、クーリング・オフをされた場合、当社は、建物のお引渡し時に大手電力会社から電力の供給を受けられるよう準備させていただきますが、大手電力会社とのお契約はお客さまにてお手続きいただく必要があります。

※無契約状態で電気の使用を開始されたお客さまは、電気の使用を開始した日から契約締結までの期間について、需給契約の効力を遡らせるか、最終保障供給(経過措置期間中は特定小売供給)を受けたこととするかを選択していただく必要があります。